

川崎市農業経営改善資金利子補給要綱

(目的)

第1条 この要綱は農業経営の合理化及び近代化を図るため、生産施設の整備拡充に要する資金及び生産向上に必要な資金（以下「生産施設整備資金等」という。）について融資機関から融資を受けた農業者等に対し、利子補給金を交付し、金利負担の軽減を行うことにより、経営の安定、担い手の育成及び確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

(1)「融資機関」とは、次に掲げるものをいう。

ア 農業協同組合

イ 神奈川県信用農業協同組合連合会

(2)「農業者等」とは、次に掲げるものをいう。

ア 市内で農業（畜産業を含む。以下同じ）を営む個人

イ 市内で農業を営む法人又は市内で農業を営む者の組織する団体

(3)「農業後継者」とは、かながわ都市農業推進資金利子補給要綱（以下「県利子補給要綱」という。）に基づく、担い手育成資金による融資を受けている者をいう。

(利子補給の対象者)

第3条 利子補給を受けることができる者（以下「利子補給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる農業者等とする。

(1) 生産緑地地区指定農地（特定生産緑地指定農地を含む。以下同じ。）及び市街化調整区域内農地で農業を営む者

(2) 市街化区域内にあって、生産緑地地区の指定を受けていないが、一定期間引き続き農業に従事する営農意欲のある者

(3) その他特に市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、川崎市暴力団排除条例第8条の規定に基づき、申請者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する場合は対象としない。

(利子補給の対象となる融資及びその限度額)

第4条 利子補給は、利子補給対象者が生産施設整備資金等として融資を受けたもののうち、次の融資額を限度として行う。

		融資限度額
(1) 第2条第2号アに規定するもの	ア かながわ都市農業推進資金の融資を受けているもの	1,500万円
	イ ア以外によるもの	800万円
(2) 第2条第2号イに規定するもの	ア かながわ都市農業推進資金の融資を受けているもの	3,000万円
	イ ア以外によるもの	1,000万円

2 前項の規定にかかわらず、融資期間が6か月に満たないものについては利子補給の対象としない。

3 利子補給対象は令和6年2月29日までに融資を受けたものとする。

(利子補給の期間)

第5条 利子補給の期間は、次のとおりとする。

- (1) 県利子補給要綱に定める融資となっているもの（以下「かながわ都市農業推進資金によるもの」という。）にあっては、当該融資に係る据置期間と同様の期間とする。ただし、据置期間がないもの及び据置期間が1年未満のものにあっては、1年間利子補給を行う。
- (2) 前号以外の資金を融資機関から融資を受けたもので別表で定めるもの（以下「営農資金によるもの」という。）にあっては、別表に定める期間とする。

（利子補給率）

第6条 利子補給率は、次の各号に掲げる範囲内で、市長が定める。

- (1) 第3条第1項第1号に該当する者に対しては、融資利率と同率（以下「全額利子補給」という。）とする。
- (2) かながわ都市農業推進資金によるものにおいて、年3.0パーセント以内の率とする。ただし、県利子補給要綱の担い手育成資金による融資を受けているものにおいて、年4.0パーセント以内の率とする。
- (3) 営農資金によるものにおいて、年4.0パーセント以内の率とする。ただし融資利率が年8.0パーセントを超えるものについては、融資利率の10分の5以内の率とする。
- (4) 営農資金の利率が金融情勢の変化等により変動した場合、利子補給の利率は利子補給対象年ごとの低い利率を基準利率とする。

（利子補給金の額）

第7条 利子補給金の額は、毎年度4月1日から3月31日までの期間に実行した融資資金又は第5条にて定める期間内の融資資金につき、当該年度の2月末日（同日前に第5条に規定する利子補給の期間が満了したときは、その満了した日の前日）現在の融資残高に第6条に規定する利子補給率を乗じた額とし、かつ予算の範囲内とする。なお、当該期間が1年に満たない場合は、日割り計算により算出するものとする。

- 2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 交付額は5,000円以上を対象とする。
- 4 交付額の合計が当該年度の予算額を超えた場合、交付額総額に対する当該年度の予算額の割合を基に案分計算を行い交付額を算出するものとする。ただし、これにより算出した額については、前項の規定は適用されない。
- 5 前項までの規定に基づき算出された交付額が毎年度4月1日から翌年2月末日までの支払い利息を超える場合には、支払利息の額を上限として利子補給金を交付する。この場合、第2項の規定を適用する。

（融資実行報告書の提出）

第8条 農業協同組合長は、この要綱による利子補給の対象となる資金を農業者等に融資したときは、各月ごとに翌月の5日まで（2月については当月末日まで）に、農業経営改善資金融資実行報告書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。また、融資実行を既に行ったものについて、融資使途、償還期限等の変更が生じたときは、変更のあった翌月5日までに変更状況を報告しなければならない。

提出書類	ア 返済計画表（融資実行時点）の写し イ 融資の内容、実行が確認できる書類の写し ウ 対象となる事業の額が確認できる見積書、請求書等の写し エ 支払いが確認できる書類の写し オ 仕様が確認できる図面、カタログ等 カ 事業実施場所を示す位置図 キ その他の関係書類
------	---

(利子補給金交付申請書の提出)

第9条 利子補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、農業経営改善資金利子補給金交付申請書（第2号様式）及び誓約書兼同意書（第2号様式の2）に、次に掲げる書類を添えて、農業協同組合長を経由して市長に提出しなければならない。

	利子補給対象者	提出書類
(1) 第6条第1号の適用をうけるとき	第3条第1項第1号に該当する者	ア 事業計画書（第2号様式の3） イ 返済計画表（申請時点のもの） ウ 全額利子補給をうけるための申請書（（第4号様式）融資利率が第6条第2号及び第3号に定める利子補給率を上回る場合）
(2) 第6条第2号及び第3号の適用をうけるとき	第3条第1項第2号に該当する者	ア 事業計画書（第2号様式の3） イ 返済計画表（申請時点のもの） ウ 農地転用をしない旨の誓約書（第5号様式）
	第3条第1項第1号、第3号に該当する者	ア 事業計画書（第2号様式の3） イ 返済計画表（申請時点のもの）

2 農業協同組合長は、前項の申請を調査確認の上、送付書（第2号様式の4）を付し、3月10日までに市長に送付しなければならない。

(利子補給金の交付決定通知)

第10条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査して適性と認めたものについて、農業経営改善資金利子補給金交付決定通知書（第3号様式）により農業協同組合長を経由して、申請者に通知するものとする。

(検査及び指示)

第11条 市長は、利子補給金の交付を承認した事業に関し必要があると認めた場合は、事業の実施状況及び経理に関する書類の検査及び指示を行うことができる。

(交付決定の取り消し等)

第12条 市長は、利子補給金の交付を受けた者が、次の各号いずれかに該当したときは、交付の決定を取り消すとともに、既に交付した利子補給金の一部又は全額を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 第3条第2項の規定に該当するとき。

(3) 不正な手続きにより利子補給金の交付を受けたとき。

(警察本部への照会)

第13条 市長は、必要に応じ第9条の利子補給金の交付を受けようとする者又は第10条の交付の決定を受けた者が、第3条第2項に該当するか否か神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(その他必要事項)

第14条 その他定めのない事項は、川崎市補助金等の交付に関する規則による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和51年1月21日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 川崎市農業経営改善資金利子補給要綱（昭和39年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 川崎市営農資金利子補給要綱（昭和41年4月1日）は、廃止する。
- 4 昭和50年3月31日以前に川崎市農業経営改善資金利子補給要綱及び川崎市営農資金利子補給要綱により承認されたものについては、この要綱の相当規定により承認されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、昭和52年1月28日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正要綱は、昭和59年7月1日から施行し、昭和59年1月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成元年6月28日から適用する。
- （経過措置）
- 2 改正後の要綱第2条第3号ウの規定は、昭和64年1月1日以後の期間における資金の利子補給率について適用し、同日前の期間における資金の利子補給率については、なお従前の例による。
- 3 改正後の要綱別表の規定は、昭和64年1月1日以後に融資機関から融資を受けたものの利子補給期間について適用し、同日前に融資機関から融資を受けたものの利子補給期間については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成6年2月18日から施行し、平成5年1月1日から適用する。
- （経過措置）
- 2 改正後の要綱第9条第2項の期日については、平成5年度に限り2月末日とする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月29日から施行し、平成23年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年2月16日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月30日から施行し、平成30年1月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年11月12日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の要綱第7条第1項における融資資金の期間については、令和元年度に限り平成31年1月から令和2年3月末日までとし、当該期間を基準に額を算出する。

附 則

この要綱は、令和２年７月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和５年５月１０日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱は、令和１０年５月３１日に廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和５年８月８日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱は、令和１０年５月３１日に廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和６年４月３０日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱は、令和１０年５月３１日に廃止する。

別表

項 目	利 子 補 給 期 間 (営農資金によるもの)	備 考
1 農舎、ハウス、畜舎、果樹棚その他の農産物の生産、加工又は流通に必要な施設の改良又は取得に必要な資金	年間 3	既存施設、設備等の補修費用、同等品への入替え費用は含まない。
2 農業用機械器具等の取得に必要な資金	3	
3 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金	4	
4 花木・キノコ類の植栽に必要な資金	2	
5 家畜家きんの導入に必要な資金 (1) 鶏 (2) 肥育豚 (3) 繁殖豚 (4) 肉用牛、乳牛	1 1 2 2	
6 農畜産用地の取得、造成及び改良に必要な資金	3	
7 新規就農者が経営開始時に必要となる運転資金、施設の設置、資材・農機具の購入等に必要な資金	3	研修、資格取得、住居移転等の就農準備費は含まない。
8 特認	市長が別に定める期間	

第1号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地
名称
代表者

農業経営改善資金融資実行報告書

このことについて、次のとおり融資を実行いたしましたので報告します。

番号	氏 名	住 所	資金種目	資 金 使 途	融 資 額	利 率	利 子 補 給 率
1			推進 営農		円	%	%
2			推進 営農				
3			推進 営農				
4			推進 営農				
5			推進 営農				
6			推進 営農				
7			推進 営農				

番号	氏 名	融 資 実 行 日	据 置 期 間 (償還期間のないものは 補給対象期限)	償 還 期 限	償還方法(年賦・半年賦)		償 還 時 期	事 業 実 施 予 定 時 期	備 考
					第1回払込	第2回払込			
1		・ ・	・ ・	・ ・	千円	千円		・ ・	
2		・ ・	・ ・	・ ・				・ ・	
3		・ ・	・ ・	・ ・				・ ・	
4		・ ・	・ ・	・ ・				・ ・	
5		・ ・	・ ・	・ ・				・ ・	
6		・ ・	・ ・	・ ・				・ ・	
7		・ ・	・ ・	・ ・				・ ・	

第2号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請(代表)者住所

ふりがな
氏名

川崎市農業経営改善資金利子補給金交付申請書

川崎市農業経営改善資金利子補給要綱第9条に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、要綱第10条の規定により利子補給金の交付が決定した場合、請求及び受領に関する権限についてセレサ川崎農業協同組合を代理人と定め委任します。

交 付 申 請 額	円		
融 資 額	千円	資 金 使 途	
融 資 実 行 日	年 月 日	資 金 種 目	1 かながわ都市農業推進資金
基 準 利 率	%		2 営農資金
据 置 期 間 (据置期間のないものは補給対象期限)	年 月 日	資 格 要 件	1 生産緑地地区又は市街化調整区域
償 還 期 限	年 月 日		2 生産緑地地区以外の市街化区域
第7条に定める融資残高	千円		3 特認

利子補給金の請求及び受領に関する権限の委任

受任者 住所
氏名

印

第2号様式の2

誓約書兼同意書

川崎市農業経営改善資金利子補給事業に申請するにあたり、川崎市暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員でないことを誓約し、市長が当該確認のため神奈川県警察本部長に個人情報（住所、氏名、氏名のふりがな、生年月日及び性別をいう。）を提供し、同条例第8条に規定する排除措置対象（補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置の対象をいう。）の該当を照会することに同意いたします。

年 月 日

申請者住所.....

ふりがな
氏名.....

〔法人・団体等の場合は、名称、役職及び代表者の氏名〕

性別（任意）

生年月日年.....月.....日

役員等氏名一覧表（※法人・団体等の場合、以下も記入してください。）

役職名	ふりがな 氏名	生年月日	性別 (任意)	住所
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		

注）署名又は押印を要しません。誓約書兼同意書の提出をもって本人の意思表示があったものとします。

事業計画書

氏 名					
住 所					
融 資 額	千円		資金使途		
事業実施 予定時期	年 月 日		資金種目	1 推進 2 営農	
事業実施場所	(生産緑地地区又は市街化調整区域・市街化区域)				
要綱第3条(1)に関する確認事項(生産緑地地区または市街化調整区域を有する場合記載)					
生産緑地地区	(地番)				
市街化調整区域	(地番)				
資 金 計 画					
合 計	内 訳				
	かながわ都市 農業推進資金	営 農 資 金	その他の 補助金	そ の 他	自 己 資 金
千円	千円	千円	千円	千円	千円
その他の補助金を受けている場合以下に記載					
補助事業名		金額	千円	入金日	
			千円		
事 業 の 内 容					
名称又は種類	構 造 銘 柄	購 入 先	数 量	単 価	金 額
				円	円
				円	円
				円	円
				円	円
備考					

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地
名称
代表者

農業経営改善資金利子補給交付申請書の送付について

このことについて、 ほか 名から利子補給の申請がありましたが、
調査確認しましたところ記載事項に不備はないと認められますので送付いたします。

第3号様式

農業経営改善資金利子補給金交付決定通知書

川崎市指令 第 号

住所

氏名

年 月 日付で申請のあった 年度農業経営改善資金利子補給金については、川崎市農業経営改善資金利子補給要綱第10条の規定に基づき、次の条件を付し円を交付します。

年 月 日

川崎市長

内訳

資金種目	資金使途	融資額	融資実行日	利子補給額
		千円	年 月 日	円

- 1 本利子補給金は農業経営改善資金利子補給要綱の規定による目的以外に使用してはならない。
- 2 本利子補給金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当したときは、交付の決定を取り消すとともに、既に交付した利子補給金の一部又は全額を返還させることができる。
 - (1) 農業経営改善資金利子補給要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 農業経営改善資金利子補給要綱第3条第2項の規定に該当するとき。
 - (3) 不正な手続きにより本利子補給金の交付を受けたとき。

(担当)
連絡先

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請（代表）者	住所
	氏名

全額利子補給を受けるための申請書

川崎市農業経営改善資金利子補給要綱第6条第1号に基づき、全額利子補給を受けたいので申請します。

- 1 指定農地・調整区域の別
- 2 土地の表示
- 3 地積
- 4 所有者の氏名

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請（代表）者 住所
氏名

農地転用をしない旨の誓約書

次の農地は農業経営改善資金利子補給事業の対象となる融資を受けた後、
10年間転用しないことを誓約します。

土地の表示	地積（㎡）	所有者の氏名

注）署名又は押印を要しません。誓約書兼同意書の提出をもって本人の意思表示があったものとします。